

農地を貸したい、借りたい

農地中間管理事業

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

地域農業マスタープランを基本に据え、公益社団法人岩手県農業公社の岩手県農地中間管理機構（機構）が農地の中間的受け皿となり、担い手への農地集積・集約化を図るもので、リタイアや規模を縮小する農業者、農地の相続人等、自分で耕作できない農地を機構へ貸し付け、その農地を機構が担い手へ貸し付けます。



対象になる農地は？

農業振興地域内の農地に限ります。

どのような事業内容？

機構に農地を貸し付けた農家や地域に対し、岩手県が定めた交付基準に基づき機構集積協力金が交付されます。

種類別交付単価表（10a当たり）

種類	対象者・地域	交付要件	交付単価
経営転換 協力金	○経営転換する農業者 ○リタイアする農業者 ○農地の相続人等	自作農地を機構へ10年以上貸し付け、その農地が機構から担い手に貸し付けられること	15,000円 (上限:1戸当たり 500,000円)
地域集積 協力金	○地域農業マスタープランにより、機構に一定割合以上の農地を貸し付けた地域	岩手県内で、新規集積割合の高い地域順(予算の範囲内に限る)	機構への貸付割合が 2割超4割以下 10,000円 4割超7割以下 14,000円 7割超 18,000円

※交付単価は令和2年度の農林水産省による予定額です。

(農地を貸したい) 手続はどうするの？

貸したい人の動き

- ① プラン見直しの話合いに参加し農地利用の方向付けを相談します。
- ② 機構から委託を受けた市町村等と期間、賃料等の諸条件を相談し、契約します。(機構に貸借に係る権利が移動)
- ③ 受け手が、まとまりのある形で利用できるよう、必要に応じて機構等が条件整備を実施します。

①市町村等の相談窓口へ連絡します。

全体の流れ

所有者から農地を貸したいという申出
▼
機構が貸付希望者リストを作成
▼
機構又は市町村と所有者との交渉(期間、賃料等)
⇒貸借の契約締結
▼
機構が農地中間管理権を取得

プラン見直しの話合いにより地域の農地利用の方向付けができていている場合
▼
▼
▼

メリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間終了後、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。

※年間賃貸料の1%を事務手数料として負担していただきます。

(農地を借りたい) 手続はどうするの？

借りたい人の動き

- ① 機構による借受希望者の募集に応募します。(必須)
- ② 機構と期間、賃料等の諸条件を相談します。
- ③ 農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公告されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

②プラン見直しの話合いに参加し、農地の集積・集約化について相談します。

全体の流れ

借受希望者の募集への応募(公募)
▼
借受希望者リストの公表
▼
機構と借受希望者との交渉
▼
市町村が農用地利用配分計画を作成

プラン見直しの話合いにより地域の農地利用の方向付けができていている場合、市町村は、これを参考に農用地利用配分計画を作成します。

メリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、機構に一本化され、口座振替で便利です。

※年間賃借料の1%を事務手数料として負担していただきます。